



〈撮影者：伊豆隆義弁護士 地名：蓼科 女神湖〉

暑中お見舞い申し上げます。

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本号では、伊豆隆義弁護士より、「物品売買の媒介をする者からの購入代金の貸金の媒介再委託を貸金業者以外の者が業として受託することができるか」の論点について、金融庁からノーアクションレターと回答が公開されており、住宅業界への影響があると考えられるため、ご紹介いたします。

また、近森章宏弁護士より、今年の4月1日に東京都において施行された「カスタマー・ハラスメント防止条例」（カスハラ条例）について、ご説明いたします。

さらに、川原奈緒子弁護士より、障害者差別解消法の改正により、今年の4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された点について、解説いたします。

物品売買の媒介をする者からの購入代金の貸金の媒介再委託を貸金業者以外の者が業として受託することができるか。

弁護士 伊豆 隆義



1 貸金業法の規定

貸金業法（以下「法」という。）2条1項は、貸金業の定義として、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うものをいう。」としており、金銭の貸借の「媒介」を業として行う

場合、貸金業にあたる。貸金業を営むためには、内閣総理大臣または都道府県知事への登録が必要であり（法3条1項）、無登録営業は、処罰の対象となる（法11条1項、47条2号）。

ただし、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの」については、貸金業にあらず（法2条1項但書3号）、貸金業の登録も不要となる。

2 問題の所在

では、物品売買の媒介をする者が、購入代金貸付先の媒介を貸金業者以外の第三者に再委託する場合はどうか。たとえば、不動産の仲介では、宅建業者が資金需要のある買主に貸金業者をあっせんすることがあるが、この場合は、同項但書3号で、貸金業にはあたらないが、更に金銭の貸借媒介業務の再委託を受け、買主に貸金業者をあっせんする事業はどうか。

この度、金融庁のノーアクションレター（法令適用事前確認手続）があり、物品の売買の媒介を業とする者から業として委託を受けて金銭の貸借の媒介をする場合、貸金業にあたと回答がされた（令和7年1月31日金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/03b.pdf>））。

3 ノーアクションレターの回答の要旨

上記回答では、金融庁は、「貸金業法2条1項但書3号の規定は、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者」について規定されている者であり、同者から委任等を受けた第三者には適用されない。」とする。

4 私見

私も、上記紹介の回答に賛成である。以下理由を述べる。

(1) 貸金業法の制度趣旨

法の制度趣旨は、登録制度と事業に対する規制により、貸金業を営む者の適正な活動を促進し、資金需要者等の利益の保護をはかる等にある（法1条）。法2条1項但書の例外規定も、このような貸金業法の制度趣旨、とり

わけ、資金需要者の保護が害されない場合を限定列挙しているのであり、例外を広げるべきではなく、法2条1項但書の解釈も法の制度趣旨から検討されるべきである。

(2) 法2条1項但書3号の趣旨

法条1項但書3号が、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの」については、貸金業にあたらないとしているのは、このような場合には、資金需要者の保護という貸金業法の目的を阻害することがないと考えられ、売買等媒介業者の営業行為に留まると認められるからと思われる。

(3) 宅地建物取引業者など物品の売買の媒介をする者から業として委託を受け金銭貸借を媒介する行為

これに対し、物品媒介者から、更に、委託を受けた者が、金銭の貸借の媒介をするときは、媒介再委託を受けた者は、当該売買等の媒介の営業者ではないのに金銭の貸借の媒介をすることになり、貸金業の登録を受けていないとできないはずの、金銭の貸借の媒介そのものと変わるところはなく、また、売買等の媒介の営業行為でもない。そうすると、かような行為を法2条1項但書3号に該当するとしたり、その準用を認めたりする余地はないといえる。

(4) 結論

以上から、物品売買の媒介をする者が、購入代金の貸金の媒介を貸金業者以外に委託した場合、受託者の媒介行為は貸金業法2条1項但書3号に該当せず、貸金業法違反（無免許営業。法11条1項、47条2号）となり、委託者である物品の媒介をする者もその共犯とされる余地がある。

5 ノーアクションレターとは

今回紹介したのは、ノーアクションレターに対する回答である。ノーアクションレターとは、「民間企業等が、その事業活動に係る具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかについて、あらかじめその規定を所管する国の行政機関に確認し、その行政機関が回答し、その内容を公表する制度」である。欧米ではかねてから存在していたが、我が国も、平成13年（2001年）3月27日の閣議決定により導入した。貸金業に限らず、行政法規が関係する分野では広く可能であるので、利用されたい。また、弁護士に依頼することも考えられる。

6 まとめ～本解釈の実務への影響

本解釈につき、私は、住宅業界への影響があると考えられる。多くの貸金業者が住宅ローンを取り扱っているが、営業方法として、宅建業者などの紹介に頼っている面が否定できない。宅建業法にもそれを前提とする規定もある（同法35条1項12号、37条1項9号、43条）。宅建業者としては、住宅ローン付ができる売買契約が成約できるので、さらに、広く貸金の媒介を再委託したいところだが、本解釈では再委託を受けることが貸金業法に違反することが明らかとなった。

カスタマー・ハラスメント対策について

弁護士 近森 章宏



1、昨年7月の事務所報でカスタマー・ハラスメント（カスタハラ）について取り上げましたが、今年4月1日に東京都において「カスタマー・ハラスメント防止条例」（カスタハラ条例）が施行されました。一部の地方公共団体でも同様

の条例が制定されています。

カスタハラ条例では、カスタハラを「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう。」と定義し、この中の「著しい迷惑行為」を「暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為」と定義しています。

カスタハラ条例では、「何人も、あらゆる場において、

カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。」と規定し、カスタハラを行った場合、カスタハラ条例上、罰則は規定されていませんが、内容によっては刑法等により処罰を受ける可能性があります。

2、また、カスタハラ条例では、就業者を雇用する事業者に対し、カスタハラの防止に主体的・積極的に取り組んだり、就業者がカスタハラを受けた場合、速やかに就業者の安全を確保し、顧客等に対し、その中止を申し入れたり必要かつ適切な措置を講ずることに努めるよう求めています。また、カスタハラの防止措置として、東京都のカスタハラの防止に関する指針に基づく必要な体制の整備、カスタハラを受けた就業者への配慮、カスタハラ防止のための手引きの作成その他の措置を講ずるよう努めることが求められています。

これらの防止措置を講じないこと等に関して、罰則はありませんが、カスタハラ事案が発生した場合、これらの防止措置を怠ったり、就業者への配慮をしなかったこと等によりトラブルが拡大した場合、事業者の責任が強く問われる可能性が高くなったと思いますので、早急にカスタハラ対策をとられた方がよいと思います。

障害のある人への「合理的配慮の提供」の義務化

弁護士 川原 奈緒子



1 令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。本法における「障害者」は障害者手帳の保有者を示すのではなく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）、その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む）がある人で、障害や社会的バリアにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象とされています。

また、「事業者」とは企業や団体、店舗であり、目的が営利か非営利か、個人か法人かを問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者をいいます。

そのため、個人事業主やボランティア活動を実施するグループなども、「事業者」に含まれることに留意が必要です。

2 障害のない人にとっては利用が容易でも、日常生活等で提供される設備・サービス等には、障害のある人が利用困難な場合があります。このような場合には、障害のある人の活動等を制限している障壁を取り除く必要があります。具体的には、①事業者が、②その事務・事業を行うに当たり、③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、④その実施に伴う負担が過重でない範囲で、⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることが求められています。

「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

そして、合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要とされています。

近況報告



弁護士 古川 史高

本年6月1日から、職場における熱中症対策が義務化され、対策を怠った場合には、罰則があります。今年も、酷暑が予報されております。熱中症対策を含め、健康第一の職場作りが大切です。



弁護士 笹浪 雅義

1年は年齢分の1のスピードで過ぎてゆくという説があります。10歳のころを10分の1とすると、いまは66分の1で1年が過ぎます。1年を10歳の6.6倍大切に過ごしたいと思います。



弁護士 岩田 修

仕事終わりの麦酒が美味しい季節になりましたが、めっきりお酒に弱くなり、すぐに酔ってしまいます。周りに迷惑をかけないように、しっかり飲んで楽しい時間を一杯過ごしていきます。



弁護士 近森 章宏

東京都のカスハラ条例に基づく事業者が取り組むべき事項について、東京都のホームページで「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針(ガイドライン)」が公開されていますので、ご参考にしてください。



弁護士 川原 奈緒子

数年ぶりに、海に入る機会に恵まれました。白い砂、コバルトブルーの水面に、「海って、こんなにも気持ちの良いものだったか」と、感動のひとつを過ごしました。



弁護士 新森 圭

以前は混雑期を避けてお休みをいただいておりますが、子どもが大きくなってくるとそうもいかず。高騰する夏休みの旅行代金に目玉が飛び出る思いです。



弁護士 月山 鉄平

下請法が改正され、適用対象が追加されます。従業員の大小関係がある場合や製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送委託についても適用対象となります。来年1月1日から施行されますので、ご注意ください。



弁護士 小島 大樹

先日、ゴルフで100切りを達成いたしました。遊んでばかりだと言われたい、これを励みとし、仕事にもより一層、目標意識をもって真摯に取り組んでまいります。



弁護士 伊豆 隆義

今年は昭和100年、戦後80年。私は66歳となり、弁護士37年、独立31年、当事務所設立25年です。この間、ご相談がより専門化高度化しており、日々勉強です。依頼者救済を楽しみに。



弁護士 工藤 研

今年で還暦となりました。中身は中学生の頃から何も変化していませんが、外側は順調に劣化しています。色々ガタが来る前に、きちんとメンテナンスするよう心掛けます。



弁護士 梶浦 明裕

東京地裁では「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」を毎年10月に開催しており今年もPTメンバーとして準備をしています。今年も相互理解を深めたいです。



弁護士 堀田 和宏

最近、私のつたないアイデアがプロの手によって劇的に変化していく様子を目の当たりにし、プロフェッショナルの仕事について思いを致しました。私も精進せねばとおもいます。



弁護士 工藤 杏平

2025年6月1日から、懲役と禁錮を拘禁刑に一本化する改正法が施行されました。そのほかにも侮辱罪の法定刑の引き上げや、執行猶予制度の変更など重要な改正が施行されますので、きちんと把握したいと思います。



弁護士 古郡 賢大

全国の弁護士会との意見交換会に積極的に参加させていただいており、昨年は広島・福井・熊本、今年は旭川にお邪魔して、各地域の実情や課題を直接伺うことができました。訪れた先々で新しい出会いや発見があり、視野を広げるためにも、こうした機会は今後ぜひ続けていきたいと思っております。



弁護士 宮城 海斗

4月にマレーシアのクアラルンプールに行きました。人生初の海外旅行でしたが、クアラルンプールの街は賑やかで活気があり、また、料理がおいしく、とても充実した旅行になりました。



客員弁護士 渥美 三奈子

文楽にハマっています。歌舞伎だと生身の役者の心中場面では濃厚な情念が漂いますが、文楽の魂のない人形では感情が抽象化されて清新な表現になります。ハマる理由です。

事務局便り

今年の夏は大阪・関西万博に行く予定です。最先端の技術や多様な文化に触れられる貴重な機会として、有意義な時間を過ごしたいと思います。ミャクミャクに会えるのも楽しみです。

(MK)